

千葉市健康づくり事業（地区組織向け）実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、千葉市健康づくり事業実施要綱（平成25年7月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、市民の生活習慣の改善、地域における健康づくりを促進する環境整備及び地域の絆づくりを図ることを目的として千葉市が行う千葉市健康づくり事業（地区組織向け）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）インセンティブ 健康づくりに取り組む意欲を高めるため、抽選による賞品等の授与、千葉市ホームページ等での公表、表彰などを行うことをいう。
- （2）地区組織 町内自治会又は近隣住民で構成する自主グループであって、概ね18歳以上の市民5人以上で構成する組織をいう。

（対象となるもの）

第3 この事業の対象となるものは、前条で定める地区組織とする。

（事業内容）

第4 事業の内容は次の各号のとおりとする。

- （1）地区組織による健康づくりに関する取り組みの実施状況に応じたインセンティブの授与
- （2）その他事業の目的を達成するために市長が必要と認めるもの
（インセンティブ対象となる取り組み）

第5 インセンティブの対象となる取り組みは、次の各号に掲げる取り組みとする。

- （1）以下の基準を満たす運動または地区組織主催で実施する講習会等で、別表に定めるものとする。

- ア 活動場所が市内の参加しやすい場所（公園や集会所など）であること
- イ 地区組織の構成員以外の者であっても気軽に参加できること
- ウ 競技を目的としていないこと
- エ 講師がいなくても、できること
- オ インセンティブ授与後も継続して実施可能であること

- （2）前号に掲げるもの以外で、その他市長が認めた取り組み
- （3）参加申し込み日までの1年間の取り組み

2 以下の取り組みは、対象としない。

- （1）助成金・補助金等を受けて実施している取り組み
- （2）営利、政治、宗教活動を目的として実施している取り組み
（各取り組みの点数）

第6 各取り組みの点数は、別表のとおりとする。

(点数による参加申し込み及び賞品抽選参加基準)

第7 実施した各取り組み内容は、別表に基づき点数に換算し、点数の合計が500点に達した場合、地区組織の代表者は、事業の参加申し込みをすることにより、賞品の抽選に参加することができる。

(参加申し込み)

第8 前条の規定による参加を希望する地区組織の代表者は、市が定める時期までに、参加申し込みをするものとする。

2 前項の参加申し込みは、次の各号に掲げる項目について記載した申込書類（以下「申込書」という）で提出するものとする。

- (1) 地区組織名
- (2) 代表者名
- (3) 連絡先
- (4) 活動内容
- (5) 活動人数及び参加者の主な年代
- (6) 実績報告
- (7) その他市長が必要と認めるもの

3 前項の参加申し込みは年度ごとに1回を上限とする。

4 市長は、参加申し込み状況を明確にするために、千葉市健康づくり事業（地区組織向け）賞品抽選参加受付簿を作成し、記録しておくものとする。

(参加の承認等)

第9 市長は、前条に定める申込書等を受理したときはその内容を審査し、第7条に規定する点数に達することを確認した場合、申込書の申請者に対し、千葉市健康づくり事業（地区組織向け）インセンティブ応募受付書（様式第1号）により通知するとともに、賞品抽選または寄附行為への参加を承認する。

2 規定の点数に達していない場合は、申込者の申請者に対し、千葉市健康づくり事業（地区組織向け）インセンティブ不承認通知書（様式第2号）により通知する。

3 市長は、参加申し込みをした地区組織に対して、必要に応じて取り組み内容について調査することができる。

(賞品の授与)

第10 市長は、抽選により当選した地区組織に対して別に定める賞品を授与する。

(寄附)

第11 第8条により、千葉市ふるさと応援寄附金への申し出があった場合は、第10条に定める賞品の授与に替わり、現金を支給することができる。

2 前項の規定により、支給する現金は、委任状（様式第3号）により申込書の申請者の委任を受けて、市が直接納付するものとする。

(賞品等の返還)

第12 市長は、次の各号に該当する場合は、その申請者にすでに授与した賞品または相応の金額の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合
 - (2) 当該事業において不正を行った場合
 - (3) その他市長がふさわしくないと判断した場合
- (表彰)

第13 市長は、市民の自主的な健康づくりを推進していくため、参加申し込みのあった地区組織等の中から、健康づくりの取り組みが特に優良な地区組織を表彰するものとする。

2 表彰の基準等は、別に定めるものとする。

(その他)

第14 この要領に定めるものの他、必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（地区組織）

NO	取り組み内容	点数		備考
1	前年度も事業を利用している。	100		・前年度も事業を利用しており、活動を継続している状態で今年度も申し込みをした場合に付与。
2	みんなで運動（週 1 回）	30 分未満 100	30 分以上 200	・いずれかの点数に限る。 ・年間を通して実施しており、6 か月以上継続していること。 ・競技を目的としていないこと。 ・活動場所が市内で、誰でも参加できる場所であること。 ・申請後も継続可能であること。 ・活動時間は、週の平均時間とする。 （週の総活動時間/週の活動日数） ・集合場所までの往復時間は含まないこと。
3	みんなで運動（週 2 回）	30 分未満 200	30 分以上 300	
4	みんなで運動（週 3 回以上）	30 分未満 300	30 分以上 400	
5	みんなで健診（検診）を受けている。	20×人数 （最大 100） 全員受診で 加算 100		・グループのメンバーが健診（検診）を受けた場合に付与。 ・1 人につき 20 点。最大 100 点まで。 ・メンバー全員が受診した場合 100 点加算。
6	仲間を増やすための取り組みをしている。	100		・複数実施の場合も、100 点のみの付与。
7	市主催の健康づくりに関する講座・イベントに参加（市民健康づくり大会等）	50×回数 （最大 350）		・グループに対して 1 回の参加につき 50 点付与。
8	健康運動サポーター養成教室、シニアリーダー養成講座、又はちばしいきいき体操 体験 3 か月コースの受講（各種フォローアップ教室を含む）	100		・グループ内のメンバーが受講した場合にグループに対して付与。 ・複数回または複数人の参加の場合も、100 点のみの付与。
9	健康づくりのための運動自主グループに登録	100		・千葉市健康運動対策事業実施要領による運動自主グループに限る。

(様式第 1 号)

〇〇千〇〇第〇〇号

年 月 日

様

千葉市長

千葉市健康づくり事業（地区組織向け）インセンティブ応募受付通知書

年 月 日付けで参加申し込みのありました千葉市健康づくり事業（地区組織向け）インセンティブについては、次のとおり受付しましたので通知します。

記

1 応募受付番号

2 応募受付内容 ア 抽選への応募 _____ 賞
(当選の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。)

イ 現 金 金 _____ 円
(全額を千葉市ふるさと応援寄附金に寄附していただきます。)

担 当：〇〇保健福祉センター健康課

〇〇

電 話：

メー ル：

(様式第2号)

〇〇千〇〇第〇〇号

年 月 日

様

千葉市長

千葉市健康づくり事業（地区組織向け）インセンティブ不承認通知書

年 月 日付けで参加申し込みのありました千葉市健康づくり事業（地区組織向け）インセンティブについては、次の理由により不承認となりましたので通知します。

記

（理 由）

担 当：〇〇保健福祉センター健康課

〇〇

電 話：

メー ル：

(様式第3号)

年 月 日

委任状

私は千葉市長を代理人と認め、千葉市ふるさと応援寄附金の納付について委任いたします。

記

委任者

地区組織名 _____

代表者名 _____ (※)

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

住 所 _____

寄附金額 _____ 金 _____ 円

寄附メニュー _____